

補助金調書

補助金名	商店街高度化支援事業補助金				担当課 (連絡先)	経済観光文化局総務・中小企業部 地域産業支援課 (TEL 441-3303)
交 付 先	団体	市内商店街等			区分	その他の補助金
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期	事業実施年度の前年度の5月末までに計画について要相談 (予算要求の必要があるため)			
(公募の場合) 応募要件	商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びにこれらに準じる小売商業又はサービス業に属する事業を営む者の5人以上が商店街を形成した法人格を有しない団体					
(非公募の場合) 非公募の理由						
補助開始年度	昭和48	年度	経過年数	53	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	【補助金の目的】 中小企業が本市経済において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興を推進し、中小企業の健全な発展、本市経済の活性化及び市民生活の向上に寄与すること 【補助対象事業】 ①街路灯、アーケード、カラー舗装、駐車場、物品預かり所、休憩所その他の一般公衆の利便を図るための施設 ②中小企業者等の事業活動に伴って副次的に生じる大気汚染、騒音、悪臭、水質汚濁、産業廃棄物等を防止し、又は処理するための施設					
補助金の終期	令和10年度	延長回数	1	回		
終期を延長する理由						
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	定率	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 補助対象事業① 限度額:4,000万円 助成率:対象経費の20%以下 補助対象事業② 限度額:2,000万円 助成率:対象経費の10%以下 ※国の高度化資金、市の制度融資等の融資を活用する場合は、事前に高度化診断を受けていただくことになる。				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	0 件	0 件	2 件		
	2,801 千円	0 千円	0 千円	187 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	前年度活用なし					
補助金交付 による効果	商店街振興組合等が設置する共同施設の設置に要する費用を助成することにより、商店街の振興、中小企業者の持続的発展の促進を図るもの。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。